

M&A型引継ぎ支援補助金

(中小企業事業引継ぎ支援事業)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ京都府内中小企業者の課題を解決するための、円滑な経営統合等に要する経費を支援します。

補助対象者	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、事業を譲渡する京都府内中小企業者又は事業譲渡や廃業・縮小等の意向を持つ府内中小企業者の当該事業を引き継ぐ者（大企業を除く、創業希望者を含む）で、次の①から③をすべて満たすもの</p> <p>①事業譲渡後又は引継ぎ後も常時使用する従業員の雇用の維持に努め、事業拠点を京都府内に維持・確保すること</p> <p>②令和3年4月1日から令和5年1月31日までの間に譲渡側・譲受側間で株式譲渡契約又は事業譲渡契約等を締結※したもの <small>※交付申請時、契約書未締結の場合は、交付決定後、実績報告までの間に締結した契約書（写し）を提出すること</small></p> <p>③申請にあたり、（公財）京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センターのコーディネーターによる事前相談及び確認を受けること</p>
補助率	1 / 2 以内
補助上限	100万円 <small>（1案件において譲渡側、譲受側の両方からの申請の場合であっても、1案件の補助上限100万円）</small>
補助対象経費	<p>事業引継ぎにあたり、円滑な経営統合等に必要となる取組に要する経費（人件費除く）</p> <p>想定例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○株式譲渡等の譲渡契約前の譲渡企業に対する財務・法務等の詳細調査費 ○引継ぎに伴う社内組織・人事等内部管理体制の整備に必要な社会保険労務士等の外部専門家への業務委託費 ○引継ぎに伴い生じる事業の整理に必要となる移転・移設費用

【募集期間】 令和4年4月28日（木）～ 令和5年1月31日（火） ※必着

※随時受付・審査・交付決定（ただし、補助金交付総額が当事業の予算額に達した時点で終了）

※詳細は申請の手引き及び補助金交付要領をご確認下さい。

【補助対象期間】 補助金交付決定日 ～ 令和5年1月31日（火）

※契約・発注等の行為については事前着手届により認められれば、補助金交付決定日以前の着手（令和4年4月1日以降に限る）でも補助対象期間に含めることは可能です。ただし、経費の支払いまで終わっている場合は補助対象になりませんのでご留意下さい。

提出先 相談	公益財団法人京都産業21 京都中小企業事業継続・創生支援センター 〒600-8813京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター内 電話:075-315-8897
相談	京都府商工労働観光部ものづくり振興課 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入る 電話：075-414-5103

申請の手引き・提出書類
 様式等のダウンロードは
 こちら
<https://www.ki21.jp/>